

戸籍謄抄本等郵便請求申請書

養 老 町 長 殿

申請日： 年 月 日

※返送先は原則住民登録地です

(送り先) 請求者	住 所			
	氏 名	印		
	生 年 月 日			
	昼間連絡の取れる 電話番号	自宅	携帯	
	請求者から見た必要な人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()		

必要な戸籍等	本籍住所	岐阜県養老郡養老町	番地
	筆頭者	(戸籍の最初に書かれている人・亡くなくても変わりません)	

		謄本 (全部)	抄本 (一部)	必要な方のお名前	手数料
		戸 籍	通	通	
除 籍	通	通		1通 750円	
改 製 原 戸 籍	通	通		1通 750円	
戸 籍 の 附 票	通	通		1通 200円	
証 明 書 の 種 類	→ 必要な住所があればご記入ください				
	身 分 証 明 書		通	(本人以外は委任状が必要)	1通 200円
	住民票の写し・除票	通	通		1通 200円
	→ 本籍・続柄の記載の有無をご記入ください 本籍 有・無 続柄 有・無				
	そ の 他 ()		通		

最近1ヶ月以内に、戸籍の届出をされた方はご記入ください
 () 届を () 役所に (年 月 日) に提出

使 い み ち	<input type="checkbox"/> () 年金の手続き <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> パスポート取得			
	<input type="checkbox"/> 相続<どのようなことが記載された戸籍が必要ですか?>			
	() の出生から死亡までの連続した戸籍 () の死亡の記載がある戸籍 () の () が記載された戸籍			
	<input type="checkbox"/> その他：具体的に記入して下さい ()			

提 出 先	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 市役所(役場) <input type="checkbox"/> () 年金事務所 <input type="checkbox"/> 法務局			
	<input type="checkbox"/> その他：具体的に記入して下さい ()			

戸籍謄抄本等郵便請求について

戸籍謄抄本などの証明書を本籍地の市町村役場へ郵便で請求することができます。
請求するには以下のものを用意し、本籍のある市町村役場へ直接請求して下さい。
郵送での請求は、配達および役所の処理日数が必要です。日数に余裕をもって請求して下さい。

※表面記載の身分証明書・戸籍の附票・住民票の写しの各手数料は養老町での料金です。
市町村により料金が異なりますので、あらかじめご確認のうえ、請求してください。

用意するもの

郵便請求申請書

1. 戸籍謄抄本等郵便請求申請書

表面に必要事項をご記入下さい。
※風間連絡の取れる連絡先を必ず記入して下さい。

免許証等の写し

2. 申請者の本人確認書類のコピー
マイナンバーカード（表面）・運転免許証
などの写しを同封して下さい。
(氏名・現住所・生年月日の記載のあるもの)

定額小為替
¥〇〇〇

3. 郵便定額小為替

各証明書の手数料分の定額小為替または
普通為替を郵便局にてお買い求め下さい。

切手

あて先（請求者の住所）
請求者氏名

4. 返信用封筒と切手

あて先は、請求者の住所です。
(※住民登録地になります)

お急ぎの場合は、封筒上部に赤で「速達」と
記入し、速達料金の切手を貼ってください。
なお、不足が発生した場合は、受取人払い
になりますのでご注意ください。

切手

請求先の
市町村役場あて

● 1～4のものを入れてポスト
へ投函して下さい。

●養老町へ請求される場合のあて先
〒503-1392
岐阜県養老郡養老町高田 798 番地
養老町役場 住民環境課 行
問い合わせ先
0584-32-1104 (直通)